

令和2年度就学援助費受給申請書の受付及び取扱いについて

1. 当初申請の受付及び取扱いについて

① 令和2年（2020年）4月1日から5月15日までの申請

これまでどおり、対象児童生徒が在籍している市立小・中学校、教育支援推進室（学事保健担当）、市役所市民室（別館2階、令和2年（2020年）4月1日フロア変更）、津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所にて受付します。認定となれば4月分からが支給対象となります。

② 令和2年（2020年）5月16日から令和3年（2021年）2月末日までの途中申請

これまでどおり、対象児童生徒が在籍している市立小・中学校、教育支援推進室（学事保健担当）、市役所市民室（別館2階）、津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所にて受付します。

支給については、新型コロナウイルス感染症に伴う国の「緊急事態宣言」の発令を受け、令和2年度（2020年度）就学援助制度については以下のとおり実施します。

取扱い変更事項	
1	申請時期に関わらず、 <u>当面の間</u> 、認定者は4月分からの支給対象とします。 （他市町村からの転入者については、 <u>これまでどおり転入月からの月割支給とします。</u> ）
2	特別事情による申請については、 <u>事実発生月からの月割支給を基本とします。</u>
3	<u>「緊急事態宣言」が解除となれば取扱いを通常にもどす場合があります。</u> その際はあらためて通知します。

2. 審査、支給スケジュールについて
 これまでと同様の取扱いとします。

認定・否認通知日及び支給予定日

申請期間	認・否通知	支給予定日(○印の各月末)						
		1回目			2回目		3回目	
		7月	8月	10月	12月	1月	3月	4月
4月当初～5月15日	6月末	○			○		○	
(添付書類が必要な場合)	7月末		○		○		○	
5月16日～7月31日	9月末			○	○		○	
8月1日～11月30日	12月末					○	○	
12月1日～2月28日	3月末							○

※状況によっては、支給時期が変更となる場合があります。

3. その他
 枚方市のホームページでも取扱い変更内容を掲載します。